

平成 30 年 3 月 29 日

**平成 30 年度**  
**一般社団法人 佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会役員候補者選挙**  
**実施要綱**

一般社団法人佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会  
選挙管理委員会 委員長 陣内 健太

一般社団法人佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会（以下、本会）選挙規程第 18 条の定めるところにより、選挙実施に関する事項を役員候補者選挙実施要項として定める。なお、本実施要綱に記載の「当選（人）」とは、本会正会員による役員候補者選出投票を行い、その得票順位が定数内に含まれた者で、かつ総会の承認を得た者をいう。

**(1) 役員定数**

1. 選挙区を公益社団法人佐賀県理学療法士会、一般社団法人佐賀県作業療法士会、佐賀県言語聴覚士会（以下、各士会）とし、定款第 23 条第 1 項に定める役員の選出を行う。

**(2) 選挙人・被選挙人について**

1. 投票者は選挙人、立候補者は被選挙人でなければならない。
2. 選挙人、被選挙人の資格について
  - ①選挙人は選挙期間中において会員として登録されている者とする。
  - ②被選挙人は平成 30 年 4 月 9 日の（告示日）時点において正会員として登録されているものとする。  
ただし、以下の者は選挙人及び被選挙人の資格を有しない。  
\*休会者  
\*会員資格が停止されている者  
注 1：会費未納の者は会費納入後に立候補すること。  
注 2：選挙期間中に会員資格を失った場合、選挙人資格も失う。
  - ③選挙人・被選挙人名簿の作成  
平成 30 年 4 月 9 日の（告示日）時点の会員台帳をもとに選挙人・被選挙人名簿を作成する。

**(3) 選挙の告示について**

1. 役員選挙の告示は平成 30 年 4 月 9 日（月）とする。
2. 役員選挙の告示は各士会ホームページに掲載する。

#### (4) 立候補者の受付について

##### 1. 受付時期

①立候補受付期間は平成 30 年 4 月 16 日（月）～平成 30 年 4 月 23 日（月）とし、当日の消印を有効とする。

②立候補を辞退する場合は立候補辞退届（佐り 3 選管様式第 6 号）を記載し選挙管理委員長へ提出する。締め切りは平成 30 年 4 月 24 日（火）正午とする。

##### 2. 受付順位

①受付順位は当該候補者の最終受付時刻順とする。

##### 3. 受付数が定数に満たない場合

立候補者が定数に満たない場合は選挙規程第 20 条第 4 項に従い無投票とする。不足数は各士会で選任する。

##### 4. 立候補届の様式

###### ①届出方法

各士会ホームページ上の選挙サイトへアクセスし立候補の届出を行う。

佐り 3 選管様式第 4 号・第 5 号に必要事項を記載する。

尚、パソコンによる記入も可能とするが、様式の指定箇所においては立候補者自筆にて署名捺印を必ず行うこと。

##### 5. 立候補届の受理

立候補受付後、選挙管理委員会による審査を経て正式に立候補が受理される。

#### (5) 立候補一覧・選挙方法について

##### 1. 立候補者一覧

各士会に立候補者の氏名や趣意書内容について、立候補一覧は平成 30 年 4 月 27 日（金）を目途に各士会ホームページ上に掲載する。掲載順は最終受付順とする。

##### 2. 選挙方法

立候補者の選挙運動は各士会ホームページ上のみ有効とし、これに違反したと選挙管理委員長が判断した場合は状況により、注意、是正勧告、立候補取り消しを行うことができる。

#### (6) 投票について

1. 投票期間：平成 30 年 5 月 14 日（月）～平成 30 年 5 月 28 日（月）

2. 投票方法：郵送された投票用紙を用いる。投票は定数内連記方式とする。

3. 白票は有効票とする。

4. 定数を超えて投票しようとした場合はこれを受け付けない。

5. 立候補者が定数以内の場合は投票を行わない。

## (7) その他選挙の実施に関し必要な事項

### 1. 開票について

- ①開票日は平成 30 年 5 月 29 日（火）[予定] とする。
- ②開票立会人を選挙管理委員以外の正会員より 3 名選出する。

### 2. 当選（人）について

- ①定数内連記投票で得票数の多い者から順に役員定数の最大数に相当する数の者までを選出し、総会の承認をもって当選人とする。
- ②役員に就任することができない事が判明した場合は当選後であっても取り消すことができる。
- ③立候補者が定数以内の時は投票を行わず、当該選挙の候補者を総会の承認をもって当選とする。

### 4. 結果発表について

選挙結果は各士会ホームページ上にて平成 30 年 6 月 4 日（月）を目途に発表する。

### 5. 異議申立について

- ①異議申立の期間は選挙結果発表後 1 週間までとする。
- ②異議申立の受付は文書または電子メールによるものとし、申立先は選挙管理委員長とする。

E-mail : [daycare@hiramatsu-hp.or.jp](mailto:daycare@hiramatsu-hp.or.jp) (選挙管理委員長 陣内健太 宛)

### 6. 当選証書の発行

当選が確定した後、当選証書を選挙管理委員長の名前で発行する。

### 7. 問い合わせ

佐賀県リハビリテーション 3 団体協議会 選挙管理委員会

E-mail : [佐賀県理学療法士会] [daycare@hiramatsu-hp.or.jp](mailto:daycare@hiramatsu-hp.or.jp) (陣内 健太)

E-mail : [佐賀県作業療法士会] [h.sima@ryokuseikan.ac.jp](mailto:h.sima@ryokuseikan.ac.jp) (島ノ江 寿)

E-mail : [佐賀県言語聴覚士会] [yamamoto.st@kenjin-kai.com](mailto:yamamoto.st@kenjin-kai.com) (橋本 淳)